

県立こども病院にかかる地域医療支援病院の承認について

1 これまでの経緯

県立こども病院の移転に伴う地域医療支援病院の名称承認継続については、平成 28 年 3 月 7 日付で、当専門分科会から県に対して、賛同する旨の文書を提出した。

その後、県立こども病院から、「救急搬送患者数」のカウント方法の認識誤り（救急用もしくは患者輸送自動車により搬入した救急患者数に限定するべきところ、ウォークインの救急患者も含めてカウントしていたこと）に気づき精査したところ、要件を満たしていないことが判明したとの報告を受けた。

そのため兵庫県医務課に確認したところ、次のとおりの見解であった。

●救急搬送患者数 年間 1,000 件以上又は件数/救急医療圏人口×1000=2.0 以上

●こども病院の救急搬送患者数（平成 26 年度実績）

区分	小児科	新生児科	産科（母体）	計	備考
誤	2,003 件	—	—	2,003 件	救急車等によらない患者もカウント
正	607 件	144 件	209 件	960 件	救急車等による患者のみカウント

2 兵庫県の回答

下記の理由により、県立こども病院に対する地域医療支援病院の承認は適当と考える。ただし、誤った認識のもとで提出された資料をもとに、神戸市の専門分科会で賛同を得ていることから、改めて専門分科会の了承を得ていただきたい。

（7 月 27 日開催予定の兵庫県医療審議会医療対策部会にて、名称承認継続について報告を行う予定）

【承認が適当と考える理由】

- ① 医療法施行規則のただし書きで「24 時間体制で救急医療の体制を整え、医療計画に位置づけられた救急医療を行っている場合は、要件に該当しない場合でも、小児科等の単科病院であって当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から当該病院に対して承認を与えることが適当と知事が認めた場合は、地域医療支援病院の承認を行うことができる」とされている。
- ② 県立こども病院は、24 時間体制で救急医療を行う小児の単科病院であり、県医療計画に 3 次小児救急病院として位置づけられている。また、新病院では病床や医師等小児救急医療体制の充実を図り、重症救急患者を積極的に受け入れるとともに、地域の医療機関との連携に取り組むこととしていることから、医療法施行規則のただし書き適用による地域医療支援病院の承認は適当である。

（神奈川県立こども病院、静岡県立こども病院など他府県においても、ただし書きを適用し、小児単科病院を承認しているケースがある
（静岡は、H27 年度から要件充足（救急搬送患者 1,000 件以上））

【参考】こども病院の小児救急医療体制の充実

区 分	旧病院 (平成 28 年 4 月まで)	新病院 (平成 28 年 5 月から)
1 病床数	10 床	19 床
2 医師数	救急科 専従 8 名 兼任 11 名 (うち専門医 0 名)	救急科 専従 8 名 兼任 11 名 (うち専門医 2 名)
	—	集中治療科 専従 12 名 (うち専門医 2 名)
3 ヘリポート	未設置 (神戸ヘリポート等を利用)	屋上設置
4 救急搬送患者数	1 日平均 約 2.6 名 (平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)	1 日平均 約 3.8 名 (平成 28 年 5 月 2 日～25 日)

平成 28 年 3 月 7 日

兵庫県健康福祉部
健康局医務課長 様

神戸市保健医療連絡協議専門分科会
分科会長 藤 澤 正 人

「兵庫県立こども病院」の地域医療支援病院の名称使用承認について

兵庫県立こども病院が、移転後も、地域医療支援病院の名称を引き続き称することについて賛同する。なお、地域医療支援病院の名称使用を継続するに際し、より一層地域医療の充実に貢献されることを期待し、申請者に対し、下記のとおり意見等を申し上げる。

記

- ① 移転後も引き続き地域の医療機関と、さらなる連携を図っていただきたい。
- ② 神戸大学医学部附属病院、中央市民病院、神戸こども初期急病センターなど、近隣小児医療機関との連携・役割分担をすすめ、地域全体の小児・周産期医療の向上に努めていただきたい。

地域医療支援病院名称承認に関する主な要件と兵庫県立こども病院の状況

主 な 要 件		兵庫県立こども病院の状況
病床規模	200床以上	資料1 P. 1 要件を満たしている 290床
構造設備	集中治療室、化学、細菌及び病理の検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室 他を有していること	資料1 P. 5 要件を満たしている
紹介患者に対する医療提供	① 紹介率80%以上（紹介率が65%以上80%未満かつ逆紹介率40%未満の医療機関にあって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。） ② 紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上 ③ 紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上	資料1 P. 6 要件を満たしている 紹介率 96.5%
救急医療の提供	①救急搬送患者数/救急医療圏人口×1,000が2以上 ②年間救急搬送患者の受入数が1,000件以上	資料1 P. 28 要件を満たしている 救急搬送患者数 2,003人
共同利用施設の実施	当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、機械又は器具を、地域医療従事者による診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること ・施設・設備が地域の医師、歯科医師の利用のために開放されていること ・当該病院と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上となっていること	資料1 P. 29～38 要件を満たしている 共同利用病床 5床、全身用コンピューター断層撮影装置、磁気共鳴コンピューター断層装置、骨塩定量装置、図書室及び研修室 施設連携利用運営規定、病院施設・設備連携利用実施要領 100% (202医療機関中202機関)
地域の医療従事者に対する研修の実施	① 地域の医療従事者に対する研修を年12回以上主催	資料1 P. 39 要件を満たしている 地域の医療従事者への研修実施回数83回
地域医療支援病院に設置される委員会	医師会等関係団体の代表者、所在する市の代表者、学識経験者、病院関係者	資料1 P. 46 要件を満たしている

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
手術室	671.61㎡	(主な設備) 人工心肺装置 脳外用顕微鏡 日帰り手術ユニット	可
MRI検査室	80.19㎡	(主な設備) 1.5 MRI装置 2台	可
CT室	43.85㎡	(主な設備) 320列MDCT装置	可
血管造影室	79.93㎡	(主な設備) FPD搭載型 パイプライン血管撮影装置	可
	㎡	(主な設備)	

4 備考

救急医療機関告示 兵庫県告示第520号

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	2,003人 (649人)
上記以外の救急患者の数	512人 (491人)
合計	2,515人 (1,140人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	2台
---------------	----

